

平成28年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

平成29年3月

呉市包括外部監査人

公認会計士 大上 功

目 次

| | ページ |
|-------------------------|-----|
| 第 1 包括外部監査の概要 | 1 |
| 第 2 呉市の補助金等の概要 | 3 |
| 第 3 包括外部監査の手法及び手続 | 6 |
| 第 4 監査結果 | 8 |

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

補助金等にかかる事務の執行について

3 事件を選定した理由

少子高齢化が進む我が国においては、公的債務の圧縮、財政バランスの悪化が大きな問題となっている。地方公共団体においても、税収の回復は若干見受けられるものの、引き続きの歳入増加施策とともに、歳出削減施策が重要な課題となっている。

呉市の平成28年度一般会計当初予算の歳出は98,018,000千円であり、この中での補助金、負担金、交付金（以下、「補助金等」と言う）の金額は10,605,626千円、歳出に占める比率としては、10.8%であり、平成27年度までの一般会計決算においても歳出中10%程度の支出となっている。

引き続き呉市の財政状態が厳しい中、税金を財源とする補助金等の執行については、今まで以上に公益性、有効性、合規性等が求められるところであり、補助金等の執行状況について監査を実施し、指摘や意見を表明することは、呉市の行財政改革の推進のためには有用であると考え、特定の事件として選定した。

4 実施した外部監査の方法

(1) 監査の対象

本市の一般会計における歳出予算科目 区分 節「19 負担金、補助及び交付金」を監査の対象としている。

(2) 監査の対象から除外した事項

以下のような補助金等は監査の対象から除外した。

- ① 法令又は契約等に基づいて国又は他の地方公共団体等に対して負担しなければならない経費である負担金（全国市長会負担金、呉市雇用促進協議会負担金など）
- ② 補助金及び交付金のうち、法令や基準などに基づき助成するもの（国有資産等所在市町村交付金、通知カード・個人番号カード関連事務交付金など）
- ③ 特定の事務又は事業の助成等を目的としないもの（市の施設に対する工事負担金、社会保障制度で交付される扶助費、見舞金、祝い金等）
- ④ 市の内部で支出されるもの（本市の一般会計の繰出金から特別会計に対して支出されるもの）

(3) 監査要点

補助金等の事務執行について、次の着眼点から監査を実施した。

- ① 交付目的、交付先等の正当性に関する検討
- ② 補助対象事業の必要性に関する検討
- ③ 補助金等の有効性に関する検討
- ④ 補助金等の効率性に関する検討
- ⑤ 交付先選定への公平性に関する検討
- ⑥ 補助金等の合規性に関する検討

(4) 監査手続の概要

- ① 監査手続の主なものは以下のとおりである。
 - (ア) 呉市の概況把握及び平成28年度に呉市が予算計上している補助金等の一覧表を入手、検討し、対象となる補助金等を抽出した。
 - (イ) 監査対象としたすべての補助金等の担当部署に対して、「調査票」「アンケート」を実施し、それに基づいて「監査要点」の作成を実施した。
 - (ウ) その後、「監査要点」に基づいて担当部署に対して個別の補助金等のヒアリング及び関係書類の閲覧その他監査人が必要と認めた手続きを実施した。
- ② 政務活動費について手続きは以下のとおりである。
 - (ア) 平成25年度、平成26年度、平成27年度の各会派の「政務活動費収支報告書」を査閲した。
 - (イ) 平成27年度の「政務活動費収支報告書」記載金額の証憑類との突合を実施した。
 - (ウ) 上記監査の結果により、追加資料の徴求及び質問等を実施した。

5 監査対象期間

呉市が中核市となったのは、平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）からである。平成28年度の補助金等の執行状況は執行途中であるため、平成28年度に予算計上されている補助金等のうち、執行が完了している直近期である平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）実績の補助金等を監査対象とした。

ただし、必要に応じて平成26年度以前の年度も監査対象とした。

6 包括外部監査の実施期間

平成28年6月14日から平成29年2月28日まで

7 包括外部監査人及び補助者

| | | |
|---------|-------|-----------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 大 上 功 |
| 補助者 | 公認会計士 | 山 田 紳 太 郎 |
| 補助者 | 公認会計士 | 武 信 隼 人 |
| 補助者 | 公認会計士 | 廣 幡 英 和 |
| 補助者 | 税理士 | 松 尾 哲 也 |

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 呉市の補助金等の概要

1 呉市の補助金等の現状

平成25年度から平成27年度までの決算及び平成28年度当初予算における呉市の一般会計歳入・歳出と補助金等の推移は次のとおりである。

呉市の歳入・歳出と補助金等の推移表（一般会計）

（単位：千円）

| 区 分 | | H25年度(決算) | H26年度(決算) | H27年度(決算) | H28年度(予算) |
|----------------|--------|------------|-------------|-------------|------------|
| 一般会計歳入 | | 98,787,368 | 107,639,379 | 110,158,382 | 98,018,000 |
| 一般会計歳出 (A) | | 96,109,092 | 105,994,271 | 108,013,302 | 98,018,000 |
| うち補助金等 (B) | | 9,436,176 | 10,333,293 | 9,884,635 | 10,605,626 |
| | 01 負担金 | 5,554,213 | 5,257,830 | 5,802,951 | 5,795,987 |
| | 02 補助金 | 3,781,353 | 4,213,871 | 3,571,238 | 4,425,418 |
| | 03 交付金 | 100,610 | 861,592 | 510,446 | 384,221 |
| 補助金等の比率B/A (%) | | 9.82 | 9.75 | 9.15 | 10.82 |

2 呉市の補助金等の財務事務



- ① 予算成立まで
 - (ア) 事業所管課による予算要求
 - (イ) 予算編成
 - (ウ) 市議会における審議、議決

② 補助金等の執行手続

補助金等の申請から交付までの手続きは、事業年度において補助金等を交付すべき金額の予算措置がなされていることを前提として「呉市補助金等交付規則」に次のとおり定められている。なお、ここで記載する(条番号、様式番号)は、特段の記載のない限り、呉市補助金等交付規則を指す。

(7) 補助金交付申請書（第4条）

補助金は、原則として、申請があつてはじめて交付決定等の手続きを行うという申請主義によつてゐる。そのため、申請書には、申請者の住所・名称・代表者及びその営む事業を記載し、補助金等交付申請金額、その他市長が必要と認める事項（例えば、事業計画書・収支予算書又はこれに代わる書類）の提出を必要とする。

(イ) 申請書類の受付・内容審査

補助金等の交付申請後、申請書類の審査や現地調査により、申請に係る補助金の交付が、(a)法令及び予算で定めるところに違反しないか、(b)補助事業の内容が適正か、(c)金額の算定に誤りがないかなどを調査する。審査の基準となるものが補助金等交付規則及び補助金等交付要綱・要領である。

(ウ) 交付決定及び通知（第5条、第7条）

審査の結果、交付すべきものと認めるときは決定内容、補助内示金額を含む交付条件を通知し、不適当と認めるときもその旨を通知する。また、交付決定通知後において補助事業等の計画を変更する場合は、市長の定める軽微な変更（補助対象事業費の3割以内）を除き、補助事業等計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

(エ) 補助事業の遂行、実績報告（第14条）

補助事業者は、法令や交付決定の内容、交付の条件等に従い事業を遂行する。補助事業者は、補助事業が完了したときは収支決算書又はこれに代わる書類、その他（事業成果が確認できる書類）を添付した補助事業等実績報告書（様式第5号）を事業完了の日から40日以内に市へ提出しなければならない。

(オ) 実績報告の審査と補助金額の確定及び補助金の交付（第15条、第16条）

補助事業等実績報告の確認、事業計画との適合チェック、事業効果の分析、現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支出の手続きを行う。

補助金の交付は補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合には、各年度末）に行うことが原則的な処理である。ただし、「概算払」又は「前金払」として事前交付を行う場合は、これを適当・必要とする理由が必要である（交付の特例（第17条））。

審査の結果、補助事業者が、(a)補助金を他の用途に使用した場合、(b)交付の内容・条件、その他法令等に基づく市長の処分・命令に違反した場合は、補助金額確定の前後を問わず、補助金の交付の全部又は一部を取り消す場合もある。

支出の手続きとしては補助金等交付請求書（様式第6号）を受領後、支出命令書を作成し、会計管理者の支出審査後、口座振込により補助金を交付する。

なお、事前交付の場合、確定額が既交付額を超えるときは確定額に対する不足額を交付するが、既交付額が確定額を超えるときには超過額の返還を求めることになる。

3 補助金等に関する見直し等について

① 財政集中改革プログラム

平成20年から平成24年に実施した財政集中改革プログラムにおける取り組みとして、財政負担の大きな要因となっている各種団体等に対する負担金、補助金について、個別の事情を十分に配慮しつつ、見直しを実施した。財政集中改革プログラムにおける効果額は平成20年度予算ベースで6,300万円である。

② 事務事業評価

呉市では、平成22年度から、以下の目標を設定し、事務事業評価の取組を再開し、評価対象事業を徐々に増やしており、平成26年度には、予算細事業単位で、人件費を除くすべての事務事業について、補助金等も包括した事務事業単位で事務事業評価（事後評価）を実施しており、実施割合100%を達成している。

第3 包括外部監査の手法及び手続

1 具体的な監査の要点

具体的な問題点を確認するためのさまざまな視点とは、次に掲げる6つの監査の視点である。これらの監査視点については、個別補助金等の全部をチェックするときの「監査要点（調査票、アンケート、要綱等でのチェック）」で使用し、問題点を抽出した。

(1) 正当性

正当性とは、地方自治法第232条の2（公益性）に適合しているかどうかということである。

(2) 必要性

必要性とは、公益上の必要性があり、市民にとって役に立つものであるかどうかということである。

(3) 有効性

有効性とは、補助金等の目的設定に対して、いかに成果があったかどうかということである。

(4) 効率性

効率性とは、地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされているように、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすることをいう。

(5) 公平性

公平性とは、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く便益を享受する機会があるかということである。

(6) 合規性

合規性とは、補助金等の申請、交付等の手続きは、補助金等の交付規則や要綱等に定める手続きに従っているかということである。

2 主な監査手続

(1) 概況の把握

呉市の、「平成28年度主要事業の概要」を基に呉市の短期の事業計画をヒアリングした。また、「第4次呉市長期総合計画」により、呉市の将来像の概要を把握した。

さらに、「補助金等の定義」及び「負担金、補助及び交付金について」により、呉市の補助金等に対する総括的な考え方及び一般的な呉市の補助金等の交付事務の流れについてヒアリングし、申請から交付までのあるべき事務作業を確認した。

呉市の補助金等に関わる一般的な考え方等を把握した後、補助金等一覧表を入手し補助金等の全体像を把握した。

(2) 監査の対象となる補助金等の抽出

平成28年度の当初予算に計上されている補助金等のうち、法律等で支出されることが決定しているものを除いた170件に対してさまざまな監査手続を実施した。

(3) 選定した補助金等のチェック

各補助金等の申請書類から実績報告書まで事務作業に関する書類が綴られているファイルを閲覧し各補助金等の内容を確認した。また各補助金等の担当課に監査人が作成した「平成28年度呉市補助金等調査票」及び「平成28年度呉市包括外部監査人補助金等アンケート」を送付し、必要箇所に補助金等に関する情報の記載を依頼した。上記記載のファイルの閲覧及び「平成28年度呉市補助金等調査票」、「平成28年度呉市包括外部監査人補助金等アンケート」の閲覧により、監査人が「監査要点（調査票、アンケート、要綱等でのチェック）」を記載し各補助金等の第一段階の評価を実施した。監査人作成の「監査要点（調査票、アンケート、要綱等でのチェック）」を基に各補助金等の担当課に不明な点や追加の確認事項等をヒアリングした。ヒアリングの後、さらに追加で必要と思われる監査手続を実施することにより各補助金等に対する最終の指摘事項及び意見をまとめた。

監査人が特に重要と考える詳細な監査要点一覧表を「補助金等の種類と分類一覧表」として作成し、各補助金等の担当課と調整し詳細な監査要点毎にチェックマーク方式で一覧表を作成し、「第4 監査結果 1 監査対象の補助金等の種類と分類」で市民へ各補助金等の総括的内容把握に努めた。そしてさらに一覧表の後ろに監査人が特に重要と考えた詳細な監査要点毎の総括的な見解を述べた。

第4 監査結果

1 監査対象の補助金等の種類と分類

(1) 概要

今回の外部監査で対象にした補助金等は、次の「補助金等の種類と分類一覧表」のとおりである。

- ① 補助金等の「No.」は整理番号であり、本報告書中での番号は、すべてこの番号で表現している。なお、補助金等のNo. は監査の対象となっていないものもあるため欠番がある。
- ② 対象の補助金等の数は平成28年度予算額欄に計上された補助金等 170 件である。
- ③ 「補助金等の種類と分類一覧表」のページ欄については、今回の包括外部監査で監査結果を述べた本報告書のページ数を記載している。

補助金等の種類と分類一覧表

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|------|--------|------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 5 | 秘書広報課 | 補助金 | 呉市国際交流協会 | 7,300 | 7,150 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | | | 21 |
| 9 | 総務課 | 補助金 | 呉市安全会議 | 1,000 | 1,000 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | 21 |
| 19 | 人事課 | 交付金 | 自己啓発援助 | 845 | 800 | | ✓ | | | | | | | | | | | 21 |
| 42 | 企画課 | 補助金 | 青年会議所活動助成 | 400 | 400 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | | 22 |
| 43 | 企画課 | 補助金 | 呉地域オープンカレッジネットワーク | 2,200 | 3,000 | | ✓ | | | | | | | | | | | 22 |
| 45 | 企画課 | 補助金 | 合併町地域まちづくり振興事業 | 24,000 | 24,000 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | | 22 |
| 80 | 地域協働課 | 補助金 | 呉市自治会連合会 | 8,000 | 8,000 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | 22 |
| 81 | 地域協働課 | 補助金 | 防犯灯管理 | 23,745 | 24,377 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 23 |
| 82 | 地域協働課 | 補助金 | 屋外掲示板設置 | 431 | 675 | | ✓ | | | | | | | | | | | 23 |
| 83 | 地域協働課 | 補助金 | 自治会活動設備等 | 2,700 | 6,300 | | ✓ | | | | | | | | | | | 23 |
| 84 | 地域協働課 | 補助金 | LED防犯灯設置 | 2,844 | 2,800 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 23 |
| 85 | 地域協働課 | 補助金 | 災害ボランティア活動支援 | — | 500 | | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | | ✓ | ✓ | | | | 23 |
| 86 | 地域協働課 | 補助金 | 呉市公衆衛生推進協議会 | 1,150 | 1,150 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | 23 |
| 87 | 地域協働課 | 補助金 | くれ協働提案 | 2,000 | 3,000 | | | | | | | | | | | | | 24 |
| 90 | 地域協働課 | 交付金 | 地域協働公共施設整備 | 7,094 | 10,000 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 24 |
| 90-2 | 地域協働課 | 交付金 | ゆめづくり地域協働 | 46,500 | 46,500 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | 24 |
| 91 | 地域協働課 | 交付金 | 市民ゆめ創造事業 | 2,590 | 7,500 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 24 |
| 92 | 地域協働課 | 交付金 | 地域まちづくり計画改定支援 | — | 1,250 | | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | | | | | 25 |
| 93 | 地域協働課 | 補助金 | 自治会集会所新築等 | 3,915 | 756 | | ✓ | | | | | | | | | | | 25 |
| 94 | 地域協働課 | 補助金 | 呉市防犯連合会 | 4,149 | 4,149 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 25 |
| 95 | 地域協働課 | 補助金 | 呉市防犯カメラ設置 | 9,208 | 6,000 | | ✓ | | | | | | | | | | | 25 |
| 96 | 地域協働課 | 補助金 | 呉市交通安全推進協議会連合会 | 3,314 | 3,314 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 26 |
| 97 | 地域協働課 | 補助金 | 呉交通安全協会交通安全教育活動 | 7,003 | 6,981 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 26 |
| 109 | 市民窓口課 | 補助金 | 呉市消費者協議会 | 760 | 760 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 26 |
| 111 | 人権センター | 補助金 | 呉人権擁護委員協議会 | 793 | 793 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | | | 26 |
| 112 | 人権センター | 補助金 | 団体事業活動費 | 1,500 | 1,500 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 26 |
| 114 | 人権センター | 補助金 | 男女共同参画推進活動支援 | 100 | 100 | | | | | ✓ | | | | ✓ | | | | 27 |
| 118 | 文化振興課 | 補助金 | 呉市女性連合会 | 400 | 400 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 27 |
| 119 | 文化振興課 | 補助金 | 呉市PTA連合会 | 60 | 60 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 27 |

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|-----|--------|------|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 120 | 文化振興課 | 補助金 | 呉市文化団体連合会 | 100 | 100 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 27 |
| 121 | 文化振興課 | 補助金 | 呉市レクリエーション協会 | 180 | 180 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 28 |
| 122 | 文化振興課 | 補助金 | 呉BS・GS連絡協議会 | 135 | 135 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 28 |
| 123 | 文化振興課 | 補助金 | 呉少年合唱団 | 135 | 135 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 28 |
| 124 | 文化振興課 | 補助金 | 呉市教育会 | 90 | 90 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 28 |
| 125 | 文化振興課 | 補助金 | 絵本カーニバル実行委員会 | 340 | 340 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | | 28 |
| 130 | 文化振興課 | 補助金 | ベイノロホール実行委員会 | 800 | 800 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | 28 |
| 131 | 文化振興課 | 補助金 | 野呂山芸術村実行委員会 | 2,954 | 3,808 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | | 29 |
| 132 | 文化振興課 | 補助金 | 藤井清水音楽祭実行委員会 | 1,796 | 1,616 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | | 29 |
| 137 | 文化振興課 | 補助金 | 文化財保存 | 30 | 892 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 29 |
| 140 | 文化振興課 | 補助金 | 伝建地区建物保存 | 12,900 | 12,900 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 29 |
| 141 | 文化振興課 | 補助金 | 重伝建を考える会 | 350 | 350 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 30 |
| 144 | 文化振興課 | 補助金 | 地域成人式 | 4,000 | 4,000 | | ✓ | | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | ✓ | | 30 |
| 147 | 文化振興課 | 補助金 | 派遣職員 | 7,244 | 7,500 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | | ✓ | 30 |
| 154 | スポーツ振興 | 補助金 | 呉市体育協会 | 12,625 | 7,250 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 30 |
| 155 | スポーツ振興 | 補助金 | 全国高等学校総合体育大会呉市 実行委員会 | 650 | 8,500 | ✓ | | | | | | | | | | | | 31 |
| 159 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉市遺族連合会 | 60 | 60 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 31 |
| 160 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉海軍墓地顕彰保存会 | 100 | 100 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | | 31 |
| 163 | 福祉保健課 | 補助金 | 民生委員児童委員協議会 | 4,462 | 4,762 | | ✓ | ✓ | | | | | | ✓ | ✓ | | | 31 |
| 164 | 福祉保健課 | 補助金 | 社会福祉協議会 | 91,583 | 91,692 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | 32 |
| 165 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉更生保護会 | 100 | 100 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 32 |
| 166 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉地区保護司会 | 200 | 200 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | 32 |
| 167 | 福祉保健課 | 補助金 | 社会福祉施設整備利子補助 | 79 | 60 | | | | | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | 32 |
| 168 | 福祉保健課 | 補助金 | 社会福祉施設整備 | 13,291 | 180,191 | | ✓ | | | | | | ✓ | ✓ | | | | 32 |
| 171 | 福祉保健課 | 補助金 | 災害援護資金貸付償還金利子補助 | — | 69 | | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | 33 |
| 175 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉市医師会地域医療対策 | 450 | 450 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 33 |
| 176 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉口腔保健センター | 6,900 | 33,260 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | | | | 33 |
| 177 | 福祉保健課 | 補助金 | 呉市医師会看護専門学校運営 | 35,800 | 15,000 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | | | | 33 |
| 178 | 福祉保健課 | 補助金 | 歯の衛生週間行事 | 650 | 488 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 33 |
| 179 | 福祉保健課 | 補助金 | 産科医等確保支援 | 633 | 633 | | ✓ | | | | | | | ✓ | | | | 33 |

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|-----|--------|------|--------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 181 | 福祉保健課 | 補助金 | 救急医療運営 | 40,397 | 44,647 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | ✓ | | | | 33 |
| 182 | 福祉保健課 | 補助金 | 救急医療確保支援 | 70,241 | 70,148 | | ✓ | ✓ | | | | | | ✓ | | | | 34 |
| 192 | 障害福祉課 | 補助金 | 呉市身体障害者福祉協会 | 300 | 300 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 34 |
| 193 | 障害福祉課 | 補助金 | 呉市手をつなぐ育成会 | 100 | 100 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 34 |
| 198 | 障害福祉課 | 補助金 | 地域活動支援センター | 9,552 | 9,552 | | ✓ | | | | | | ✓ | ✓ | | | | 34 |
| 203 | 保険年金課 | 補助金 | はり・きゅう施術費助成 | 1,085 | 1,500 | | ✓ | | | | | | | | | | | 34 |
| 205 | 介護保険課 | 補助金 | 敬老行事 | 11,780 | 11,780 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | 35 |
| 208 | 介護保険課 | 補助金 | 社会福祉法人サービス利用者負担軽減等 | 173 | 276 | | ✓ | | | | | | | | | | | 35 |
| 211 | 子育て支援課 | 補助金 | 母子寡婦福祉連合会 | 100 | 100 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | | | | 35 |
| 213 | 子育て支援課 | 補助金 | 呉市子ども会連合会 | 500 | 500 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 35 |
| 214 | 子育て支援課 | 補助金 | 呉子ども祭実行委員会 | 342 | 342 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 35 |
| 221 | 子育て支援課 | 補助金 | 放課後児童健全育成事業運営費 | 3,405 | 12,500 | | ✓ | | | | | | | | | | | 35 |
| 222 | 子育て支援課 | 補助金 | 地域組織活動 | 189 | 189 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 36 |
| 224 | 子育て支援課 | 補助金 | 幼稚園就園奨励費 | 325,917 | 317,000 | | ✓ | | | | | | | | | | | 36 |
| 225 | 子育て支援課 | 補助金 | 私立幼稚園協会 | 27,927 | 27,056 | | ✓ | ✓ | | | | | | ✓ | | | | 36 |
| 226 | 子育て施設課 | 補助金 | 社会福祉施設整備利子補助 | 474 | 435 | | ✓ | | | | | | | | | | | 36 |
| 227 | 子育て施設課 | 補助金 | 社会福祉施設整備 | 16,499 | 261,598 | | ✓ | | | | | | | | | | | 36 |
| 228 | 子育て施設課 | 補助金 | 特別保育活動 | 25,926 | 25,000 | | ✓ | | | | | | | | ✓ | | | 36 |
| 232 | 子育て施設課 | 補助金 | 私立保育所運営費 | 54,224 | 64,606 | | ✓ | | | | | | | | ✓ | ✓ | | 37 |
| 240 | 子育て施設課 | 補助金 | 保育連盟 | 1,000 | 1,000 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | 37 |
| 241 | 子育て施設課 | 補助金 | 保育事業活動 | 300 | 300 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 37 |
| 248 | 子育て施設課 | 補助金 | 遠距離通園 | — | 39 | | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | | | 37 |
| 252 | 保健総務課 | 補助金 | 原爆被爆者団体 | 50 | 50 | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 37 |
| 258 | 生活衛生課 | 補助金 | 公衆浴場設備改善 | 654 | 2,500 | | ✓ | | | | | | | | | | | 37 |
| 259 | 生活衛生課 | 補助金 | 公衆浴場施設改善 | 580 | 1,000 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 38 |
| 260 | 生活衛生課 | 補助金 | 犬・猫不妊去勢手術費 | 2,336 | 2,600 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 38 |
| 264 | 生活衛生課 | 補助金 | 食品衛生協会活動費 | 500 | 500 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 38 |
| 266 | 健康増進課 | 補助金 | 健康運動推進協議会連合会 | 964 | 864 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 38 |
| 267 | 健康増進課 | 補助金 | 食生活改善推進協議会 | 1,035 | 1,035 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 38 |
| 268 | 健康増進課 | 交付金 | 地域に根ざす健康づくり | 3,725 | 3,725 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 38 |

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|-----|-------|------|----------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 269 | 健康増進課 | 補助金 | 精神障害者家族会活動費 | 116 | 20 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 38 |
| 279 | 環境管理課 | 補助金 | 浄化槽設置 | 11,000 | 15,196 | | | | | | | | | | | | | 39 |
| 282 | 環境業務課 | 補助金 | 地域環境美化推進 | 7,530 | 7,900 | | ✓ | | | | | | | | ✓ | | | 39 |
| 284 | 環境業務課 | 補助金 | 高地部対策 | 3,058 | 3,058 | | ✓ | | ✓ | | | | ✓ | | | | | 39 |
| 287 | 商工振興課 | 補助金 | メーデー行事 | 1,200 | 1,200 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | ✓ | | | | | 39 |
| 288 | 商工振興課 | 補助金 | 勤労者福祉サービスセンター | 10,665 | 12,000 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 39 |
| 290 | 商工振興課 | 補助金 | 呉市シルバー人材センター | 18,700 | 18,700 | | ✓ | | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | 40 |
| 292 | 商工振興課 | 補助金 | 大型商業施設再生促進事業 | — | 200,000 | | | | | | ✓ | | ✓ | | | | | 40 |
| 293 | 商工振興課 | 補助金 | 商店街振興条例 | 7,802 | 6,500 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 40 |
| 297 | 商工振興課 | 補助金 | 呉商工会議所 | 3,640 | 3,640 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 40 |
| 298 | 商工振興課 | 補助金 | 鈿協同組合広島県連合会 | 90 | 90 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 40 |
| 299 | 商工振興課 | 補助金 | 広島県中小企業団体中央会 | 45 | 45 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | | | | 41 |
| 300 | 商工振興課 | 補助金 | 呉広域商工会 | 20,000 | 20,000 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 41 |
| 303 | 商工振興課 | 補助金 | 企業立地条例助成事業 | 268,476 | 485,183 | | | | | | | | | | | | | 41 |
| 305 | 商工振興課 | 補助金 | 呉地域中小企業支援センター | 1,825 | 1,950 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 41 |
| 306 | 商工振興課 | 補助金 | 派遣職員(くれ産業振興センター助成事業) | 18,642 | 19,727 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | 41 |
| 307 | 商工振興課 | 補助金 | くれ産業振興センター | 85,142 | 89,679 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | ✓ | | 42 |
| 334 | 観光振興課 | 補助金 | 呉観光協会 | 1,620 | 1,620 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | ✓ | | 42 |
| 335 | 観光振興課 | 補助金 | 呉まつり協会 | 9,720 | 9,720 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | | 42 |
| 336 | 観光振興課 | 補助金 | 川尻町観光協会 | 860 | 860 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | ✓ | | 43 |
| 337 | 観光振興課 | 補助金 | 安浦町観光協会 | 300 | 300 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 43 |
| 338 | 観光振興課 | 補助金 | 豊町観光協会 | 1,700 | 1,700 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 43 |
| 352 | 港湾漁港課 | 補助金 | 大長回漕店 | 1,970 | 1,970 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 44 |
| 353 | 港湾漁港課 | 補助金 | 御手洗回漕店 | 518 | 518 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | | 44 |
| 354 | 港湾漁港課 | 補助金 | 呉清港会 | 3,600 | 3,600 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | | | 44 |
| 355 | 港湾漁港課 | 補助金 | 海の月間行事 | 135 | 135 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 44 |
| 367 | 農林水産課 | 補助金 | ゆたか産業文化祭 | 820 | 820 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 44 |
| 368 | 農林水産課 | 補助金 | 農業振興資金利子補給事業 | 688 | 613 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 44 |
| 369 | 農林水産課 | 補助金 | 農地流動化推進 | 310 | 500 | | ✓ | | | | | | | | | | | 45 |
| 370 | 農林水産課 | 補助金 | 新規就農者総合支援 | 1,960 | 3,920 | | ✓ | | | | | | | | | | | 45 |

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|-----|-------|------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 371 | 農林水産課 | 補助金 | 青年就農 | 4,500 | 12,000 | | ✓ | | | | | | | | | | | 45 |
| 376 | 農林水産課 | 補助金 | 畜舎消毒 | 31 | 50 | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | | | 45 |
| 377 | 農林水産課 | 補助金 | 牛削蹄 | 79 | 79 | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | | | 45 |
| 378 | 農林水産課 | 補助金 | 農山村生産流通改善 | 974 | 1,000 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 45 |
| 382 | 農林水産課 | 補助金 | 農業再生協議会 | 2,495 | 2,495 | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | | | | 46 |
| 383 | 農林水産課 | 補助金 | 広カンラン栽培促進 | 218 | 4,700 | ✓ | | | | | | | | | | | | 46 |
| 386 | 農林水産課 | 補助金 | 呉市産直市実行委員会 | 400 | 400 | ✓ | | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | | 46 |
| 392 | 農林水産課 | 補助金 | 中山間地域集落協定 | 10,583 | 14,328 | ✓ | ✓ | | | | | | | | | ✓ | | 46 |
| 394 | 農林水産課 | 補助金 | 有害鳥獣対策 | 5,867 | 7,312 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | ✓ | | 46 |
| 395 | 農林水産課 | 補助金 | 鳥獣被害対策モデル集落 | 2,500 | 2,000 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | ✓ | ✓ | | 47 |
| 396 | 農林水産課 | 補助金 | ルート375フェスタ | 76 | 76 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 47 |
| 398 | 農林水産課 | 補助金 | 里山づくり助成 | 3,955 | 6,092 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 47 |
| 399 | 農林水産課 | 補助金 | 森林ボランティア育成 | 150 | 150 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 47 |
| 400 | 農林水産課 | 補助金 | ひろしま山の日県民の集い実行委員会 | 300 | 300 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 47 |
| 401 | 農林水産課 | 補助金 | 漁船保険 | 37,958 | 37,632 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 47 |
| 402 | 農林水産課 | 補助金 | 漁業共済 | 26,886 | 29,127 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 48 |
| 403 | 農林水産課 | 補助金 | 呉漁業協同組合連絡協議会 | 1,120 | 1,120 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | 48 |
| 404 | 農林水産課 | 補助金 | 豊浜地域水産振興協議会 | 1,280 | 1,280 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | 48 |
| 409 | 農林水産課 | 補助金 | 漁業地域活性化支援 | 518 | 1,000 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | ✓ | | 48 |
| 410 | 農林水産課 | 補助金 | 新規漁業就業者総合支援 | 3,461 | 7,200 | | ✓ | | | | | | | | | | | 48 |
| 413 | 農林水産課 | 補助金 | 稚魚放流 | 9,698 | 12,078 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 48 |
| 414 | 農林水産課 | 補助金 | 稚魚中間育成 | 1,908 | 1,908 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | ✓ | | | 48 |
| 447 | 交通政策課 | 補助金 | 乗車券類販売 | 957 | 957 | | | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 48 |
| 450 | 交通政策課 | 補助金 | 生活交通路線維持 | 11,855 | 12,956 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 49 |
| 451 | 交通政策課 | 補助金 | バス購入費 | 100,000 | 30,000 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 49 |
| 452 | 交通政策課 | 補助金 | バス事業経営支援 | 320,000 | 310,000 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 49 |
| 455 | 交通政策課 | 補助金 | 離島航路運航 | 11,457 | 16,854 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | ✓ | | | 50 |
| 456 | 交通政策課 | 補助金 | 離島住民交通 | 843 | 807 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 50 |
| 457 | 交通政策課 | 補助金 | 音戸渡船運営 | 3,600 | 4,000 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 50 |
| 463 | 建築指導課 | 補助金 | 木造住宅耐震改修助成 | — | 600 | | ✓ | | | | ✓ | | | ✓ | | | | 50 |

| No. | 所属名称 | 細節名称 | 細々節名称 | 27年度執行額 (千円) | 28年度予算額 (千円) | (1) 要綱なし | (2) 終期なし | (3) 団体補助 | (4) 定額補助 | (5) 少額10万円以下 | (6) 実績なし | (7) 算定根拠なし | (8) 見直しなし | (9) 成果指標なし | (10) 人的関係あり | (11) 再補助 | (12) 指定管理者 | ページ |
|-----|----------|------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|----------------|-------------|---------------|-----|
| 464 | 建築指導課 | 補助金 | 老朽等危険住宅除去助成 | 22,184 | 36,000 | | ✓ | | | | | | ✓ | | | | | 51 |
| 471 | 住宅政策課 | 補助金 | 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進 | 75,329 | 68,359 | | | | | | | | | | | | | 51 |
| 487 | 土木総務課 | 補助金 | 急傾斜地復旧整備事業融資利子補給 | 929 | 888 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 51 |
| 517 | 議会事務局庶務課 | 交付金 | 政務活動費 | 14,480 | 19,200 | | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | ✓ | | | | 51 |
| 535 | 学校施設課 | 補助金 | 学校給食協会(小学校・中学校) | 13,960 | 8,621 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | 51 |
| 548 | 教育総務課 | 補助金 | 呉市遠距離等通学費 | 95,827 | 97,000 | | ✓ | | | | | | | | | | | 52 |
| 549 | 学校教育課 | 補助金 | 私学振興助成 | 6,750 | 6,750 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 52 |
| 550 | 学校教育課 | 補助金 | 小学校教科研究会等 | 500 | 600 | | ✓ | ✓ | | | | ✓ | ✓ | | | | | 52 |
| 551 | 学校教育課 | 補助金 | 小学校教育研究会 | 225 | 224 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 52 |
| 552 | 学校教育課 | 補助金 | 中学校教育研究会等 | 450 | 600 | | ✓ | ✓ | | | | ✓ | ✓ | | | | | 52 |
| 553 | 学校教育課 | 補助金 | 中学校教育研究会 | 284 | 284 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | ✓ | | | | | 52 |
| 555 | 学校教育課 | 補助金 | 小中一貫教育研究 | 2,250 | 3,500 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 53 |
| 556 | 学校教育課 | 補助金 | 呉市中学校文化連盟 | 2,612 | 3,287 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | 53 |
| 557 | 学校教育課 | 補助金 | 呉市中学校生徒派遣 | 123 | 218 | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | 53 |
| 560 | 学校安全課 | 補助金 | 小中学校特別支援学級合同行事 | 225 | 1,065 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | | | | | | | 53 |
| 563 | 学校安全課 | 補助金 | 呉地区生徒指導研究推進協議会 | 150 | 150 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | | | | | | 53 |
| 565 | 学校安全課 | 補助金 | 呉市学校保健会 | 150 | 150 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | | ✓ | ✓ | | | | | 53 |
| 569 | 学校安全課 | 補助金 | 呉市小学校体育研究会 | 18 | 18 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | | | | | 53 |
| 573 | 学校安全課 | 補助金 | 呉市中学校体育連盟 | 6,800 | 6,500 | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | | | | 54 |
| 574 | 学校安全課 | 補助金 | 呉市中学校生徒派遣 | 2,351 | 2,100 | | ✓ | ✓ | ✓ | | | | ✓ | | | | | 54 |
| 592 | 予防課 | 補助金 | 自主防災組織 | 7,313 | 8,350 | | ✓ | | | | | | | | | | | 54 |

(2) 判断基準

「補助金等の種類と分類一覧表」のチェックマーク（✓）は、以下の判断に基づいている。

① 要綱なし

補助金等交付要綱が制定されていない補助金等についてチェックマークを入れている。

呉市において、補助金等を交付する場合の手続きを規定したものとして呉市補助金等交付規則は制定されているが、個別の補助金等に対して交付要綱等を制定するルールとはなっていない。個別の補助金等に制定されているもの、されていないものが混在しているので、その観点から区分している。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが88件（51.8%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内449,865千円（19.9%）、28年度予算3,083,647千円の内471,997千円（15.3%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

② 終期なし

終期の定めが設定されていない補助金等にチェックマークを入れている。補助金等の実効性を高めること、及び既得権益となることを防止するためにも、原則としては補助金等の交付終期の定めが必要であると考えられる。

なお、終期の定めがありその期限が到来したものについては、終期の定めがないものに移行したと仮定して判断している。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが159件（93.5%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内1,902,415千円（84.1%）、28年度予算3,083,647千円の内2,297,192千円（74.5%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

③ 団体補助

固定された特定の団体に対して毎年度継続的に行われている補助金等にチェックマークを入れている。

ただし、法令、その他（国、県など上位団体の施策に基づいて実施している特定の事業）に基づき交付する補助金等についてはチェックマークの対象から除いている。

補助金等の公平性の観点からは、交付先の決定方法として、何らかの形で公募を取り入れることが望ましいが、公募になじまない補助金等もあるのでこの場合には非公募となる。非公募で特定団体に対して補助等を行う場合、市民に対し当該団体への補助等の必要性を十分に説明する責任があると考えられる。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが110件（64.7%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内1,127,186千円（49.8%）、28年度予算3,083,647千円の内1,070,349千円（34.7%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

④ 定額補助

補助額が毎年（平成28年度予算も含めて3年以上）同額の補助金等にチェックマークを入れている。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが73件（42.9%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内230,366千円（10.2%）、28年度予算3,083,647千円の内227,035千円（7.4%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑤ 少額10万円以下

10万円以下の補助金等について、チェックマークを入れている。ただし、交付先1件当たり10万円以下であっても補助金等合計額が10万円超のものについてはチェックマークの対象から除いている。

少額であっても必要性や有効性が高いケースもあるため、金額基準により一律に議論することは難しいが、少額の補助等については、公益性、費用対効果、他の代替的方法に比べての優位性等を検討する必要があることから、補助率（対象事業費に占める呉市補助金等の割合）の低い補助金等については、自主財源での運営等について検討をした結果、その必要性が乏しくなっているものについては見直す方向で検討すべきと考える。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが19件（11.2%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内1,278千円（0.1%）、28年度予算3,083,647千円の内1,386千円（0.04%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑥ 実績なし

平成27年度の補助金等交付実績がないものについて、チェックマークを入れている。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが5件（2.9%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内0円（0.0%）、28年度予算3,083,647千円の内202,389千円（6.6%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑦ 算定根拠なし

補助金等の交付にあたり、補助金等の公平性や透明性を高めるため、個別の交付要綱等に具体的に補助目的・対象経費・補助率・単価・補助限度額等が明記されていない補助金等について、チェックマークを入れている。なお、具体的な算定根拠の記載がないため、「呉市補助金等交付規則」だけを根拠に交付している補助金等についてもチェックマークを入れる対象としている。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが75件（44.1%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内317,441千円（14.0%）、28年度予算3,083,647千円の内324,239千円（10.5%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑧ 見直しなし

過去3年間、補助金額や単価を一度も見直したことの無い補助金等にチェックマ

ークを入れている。ただし、終期の定めがある補助金等は、終期までに実質的な見直しを行う必要がないと考えられるものについてチェックマークの対象から除いている。

過去一律に補助金等の見直しを行ったことはあるものの、直近の3年間に見直しを行っていない補助金等が約6割となっており、長期にわたるものも多いことを考え合わせると、全体として見直しが不十分であると考えられる。

また、上述の見直しがない補助金等の中には、いわゆる定額補助も多く見受けられるが、定額補助が定額ありきとなっており検討が行われていない補助金等について、ゼロベースから補助金額や単価の妥当性の検証を行う必要があると考えられる。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが104件（61.2%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内846,259千円（37.4%）、28年度予算3,083,647千円の内1,166,889千円（37.8%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑨ 成果指標なし

成果指標の定めがない補助金等についてチェックマークを入れている。

成果指標の設定は事業の客観性を高め、他事業、または過年度との比較を容易にするなど事業評価において非常に重要な項目である。本来であれば、補助金等の目的として記された目的を達成するために、その事業（ないしある事業を行う団体）が必要か否か、必要であるとして、補助金等の交付の必要性があるのか、また、必要であるとしても、その金額、割合が相当であるかを常に見直して、改善を図っていく必要がある。そして、その効果測定についても、団体個人への補助金等の交付の場合、補助金等の交付件数、補助金等の交付額によって図るのでなく、実際の成果によって図る必要がある。

このような、効果測定を含めたPDCAサイクルを行って、「有効性」「必要性」「相当性」を判断して、補助金等の交付の是非を判断すべきであり、具体的な効果測定方法については、補助金等の内容によって、個々に考える必要がある。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが41件（24.1%）あり、平成27年度執行額2,261,624千円の内383,616千円（17.0%）、28年度予算3,083,647千円の内556,329千円（18.0%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑩ 人的関係あり

補助金等の交付先に呉市役所職員、及び元職員が従事している補助金等、又は補助金等の交付先事務所が呉市役所内にあり事務手続も呉市役所内で行っている補助金等についてチェックマークを入れている。

呉市からの補助金等は、個人及び団体が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助金等を交付している事業は、呉市の本来業務ではないため、呉市が補助団体の事務局事務を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。

ただし、補助金等の目的や団体の性格上、呉市の職員が事務局を担当することに

合理性があることや、呉市の行政の直接執行という形で実施できるものであるか等を検討することも必要である。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが37件（21.8%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内387,194千円（17.1%）、28年度予算3,083,647千円の内404,724千円（13.1%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑪ 再補助

補助事業者等が補助金等をさらに特定のものに再交付している補助金等についてチェックマークを入れている。

一義的には直接補助が基本であり、再補助は補助基準の不透明化にもつながりやすいことから、直接補助へ切り替えられないか検討を行う。ただし、これらの再補助システムは、実情に精通した補助金受領者等を通じて補助することにより、呉市及び相手方双方にとって事務負担の軽減が図れるなどのメリットが大きい場合もあるため、影響についても考慮する必要がある。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが17件（10.0%）あり、27年度執行額2,261,624千円の内348,915千円（15.4%）、28年度予算3,083,647千円の内369,115千円（12.0%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

⑫ 指定管理者

補助金等交付先が指定管理者である場合にチェックマークを入れている。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としたものであり、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業、NPO法人等を含む団体に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である。

呉市では、公共性、公益性、効率性など幅広い視点での検証を行い、指定管理者制度を導入することにより「効率的な運営と経費の縮減」が見込める施設や、「サービスの向上」が期待できる施設について、積極的に導入を進めている。呉市における指定管理者の候補者の選定方法については、原則として公募方式としているが、公募することが明らかに非効率であると考えられる施設については、公募によらず指定管理者を選定することができるものとしており、指定管理者との協働により、その施設の設置目的等に沿った運営を目指している。

公益財団法人の設立目的・役割と施設の設置目的・機能が合致する施設については、当該法人に施設の管理運営を行わせることで、安定的・効果的なサービスの提供が可能となり、市の目指す施策の実現に大きく寄与し、市民サービスの維持・向上が図られると判断したものである。

こうしたことから、指定管理者への補助金等の交付にあたっては、公募又は公募によらないものの区分を確認し、補助金交付の必要性、交付額、当該団体の補助金

に対する比率等について、常に検証し、必要に応じて改善する必要もあると考えられるため、効果測定の手法等を含め、個々に確認する必要がある。

監査対象170件の内、当分類に該当するものが1件（0.6%）あり、平成27年度執行額2,261,624千円の内7,244千円（0.3%）、28年度予算3,083,647千円の内7,500千円（0.2%）がそれぞれ監査対象170件に対する割合となる。

（3）その他検討すべき事項

上記以外にも検討すべき課題として下記事項がある。

① 補助事業者等の繰越金等の確認

補助金等は公金の支出であるから、補助対象事業に公益性が認められたとしても、重ねて支出の必要性を検討して、補助の可否を決める必要がある。また、真に支援を必要とする相手先に対して支出することが求められることから、財政状態が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等については、廃止を含めて検討するのが相当であると思われるし、長い目で見れば交付先団体の自主性や自立性に繋がっていくものと思われる。

該当する補助金等としては、以下のとおりである。

- No. 119 呉市PTA連合会補助金
- No. 120 呉市文化団体連合会補助金
- No. 160 呉海軍墓地顕彰保存会補助金
- No. 337 安浦町観光協会補助金

② 積極的な情報公開

補助金等の「公益上の必要性」については時間の経過とともに変化していくものである。具体的に補助金等の見直しを進めていくにあたっては、費用対効果が低くなったものや、役割が薄れたものを随時見直すとともに、新たに必要性が生じたものは柔軟に取り入れ、市民ニーズに適ったものにしていく必要がある。

そのために市民によるけん制機能を確保するためには、何よりもわかりやすい情報公開に努めることが不可欠であり、結果として市民にとっての透明性の高い補助金等制度となるものと思われる。

補助金等の中には成果指標の数値が毎年減少しているなどの情報公開不足だと思われるものが顕在する。

該当する補助金等としては、以下のとおりである。

- No. 87 くれ協働提案補助金
- No. 91 市民ゆめ創造補助金
- No. 114 男女共同参画推進活動支援補助金
- No. 203 はり・きゅう施術費助成補助金
- No. 213 呉市子ども会連合会補助金

- №. 269 精神障害者家族会活動費補助金
- №. 292 大型商業施設再生促進補助金
- №. 355 海の月間行事補助金
- №. 463 木造住宅耐震改修助成補助金
- №. 471 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進補助金
- №. 487 急傾斜地復旧整備事業融資利子補給補助金

③ 合併町関係を含む公平性について

平成15年4月の下蒲刈町の合併に始まり、呉市周辺8町の平成の大合併により現在の呉市となっている。当時の「合併建設計画」により、補助金№. 45「合併町地域まちづくり振興事業補助金」を旧合併町のまちづくり協議会等に交付し、現在も毎年同額で継続している。

旧市内の住民からすると、補助金等の公益上の必要性の要点である、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかという「公平性」に疑問が生じるところである。毎年24,000千円という多額の補助金等の支出であるため、個別意見とは別に記載させていただいた。

その他該当する補助金等としては、以下のとおりである。

- №. 130 ベイノロホール実行委員会補助金
- №. 140 伝建地区建物保存補助金
- №. 141 重伝建を考える会補助金
- №. 300 呉広域商工会補助金
- №. 336 川尻町観光協会補助金
- №. 337 安浦町観光協会補助金
- №. 338 豊町観光協会補助金
- №. 352 大長回漕店補助金
- №. 353 御手洗回漕店補助金
- №. 367 ゆたか産業文化祭補助金
- №. 404 豊浜地域水産振興協議会補助金

特定の地区の保存維持関係ならびに特定地区の伝統行事であるまつり・観光協会関係の補助金等が多く、「公平性」についての多角的な議論も必要な補助金等である。

2 各補助金等に対する監査結果

(1) 「指摘」について

「指摘」とは、今後何らかの措置が必要と判断をした事項であり、主に合规性（法令、条例、要綱等に抵触する事項）について問題がある場合である。すでに述べてきたように、すべての補助金等について「補助金等交付要綱」の作成は必要と考えるが、その件については「第4 4 監査結果のまとめ」で記載をしているため個別には記載はしていない。その他社会通念上相当であるかどうか判断し、何らかの措置が必要とした事項を記載している。

(2) 「意見」について

「指摘」には該当しないが、監査の結果、何らかの改善、見直しを要望するものあり、今後この意見を受けて呉市において何らかの是正を期待するものである。

(3) 「指摘」、「意見」ともにないものについては該当なしとしている。

秘書広報課

No. 5 呉市国際交流協会補助金

☆意見☆

在呉外国人との交流事業、交友海外都市との交友事業、広報活動等の活動を行っている。決算報告によると収入面では会費収入、事業収入などの補助金以外の収入もあり、バランスのよい収入構成となっている。平成27年度より人件費増加に対処するため補助金増額となっているが、支出面においては事業費率が減少傾向であるので、市民ニーズをとらえた事業の新規展開等についてより積極的な対応が望まれる。

総務課

No. 9 呉市安全会議

☆意見☆

昭和37年に呉市が「安全都市宣言」をしたときからの補助事業であり、安全会議の開催及び小学生の安全ポスター作成等を通じての啓発活動などの事業も行っている。年1回の総会及び各団体より随時に活動について意見聴取等を実施しているが、事業が毎年慣習化されている傾向にある。補助金額も毎年定額となっているので、補助事業の見直し等の検討をしっかりと行ってほしい。

人事課

No. 19 自己啓発援助交付金

☆意見☆

自分磨き、資格取得、職員グループ研究への補助金であるが、支出後の効果、評価について、年1回報告会を実施されてはいるが、報告会への参加職員も少数である。資格取得

以外の成果は目に見えないものではあるが、将来的には人事考課及び給与への反映などへの活用が望まれる。

企画課

No. 4 2 青年会議所活動助成補助金

☆意見☆

事業内容にかかわらず、毎年定額400千円の補助金が支出されている。事業内容等は毎年変化しているが、毎年定額の形式的な補助金といえる。まちづくり団体も多数見受けられるようになっているのが現状であり、見直しの必要のある補助金と思われる。

企画課

No. 4 3 呉地域オープンカレッジネットワーク補助金

☆意見☆

プロジェクト委員会による審査により助成事業を決定し、公平性を確保している。研究事業中心から実践事業中心へと補助対象事業も変化しており、今後も活発な事業展開とともに地域の活性化という見えない効果についての事後の評価の確立が望まれる。

企画課

No. 4 5 合併町地域まちづくり振興事業補助金

☆意見☆

一律3,000千円×8町の毎年定額補助であり、当面の補助金継続期間としていた周辺町合併後10年の期間を経過し、当初の目的は一定程度達成しているものと思われる補助金である。No. 90-2「ゆめづくり地域協働交付金」とも目的は類似しており、旧呉市内に対するまちづくり支援との不公平感もあると思われる、補助金の整理統合等を検討すべきである。引き続きの継続を行う場合、補助を受けた各協議会がまつり等の実行委員会へ再補助をするケースが多い。再補助については不透明感が多いためチェック機能の充実とともに、1町一律3,000千円の支出の公平性、妥当性についての議論も望まれる。

地域協働課

No. 8 0 呉市自治会連合会補助金

☆意見☆

毎年定額8,000千円の補助であり、支出の方も毎年4,200千円の運営費（会議の日当、交通費など）、3,800千円の活動費（配布金として各自治会へ再補助）と支出の面も硬直的である。昭和31年からの補助であるが、当初より書類作成及び保管等の事務処理は呉市役所内で行っており、事務処理手続も含めて会の自立の方向性について検討すべきと思われる。

地域協働課

No. 8 1 防犯灯管理補助金

該当なし

地域協働課

No. 8 2 屋外掲示板設置補助金

☆意見☆

各自治会の自主財源も必要としており無制限に補助するという歯止めはされているが、掲示板1基25千円が限度である。雨風防止のためのガラス入り掲示板は10万円以上が相場で、古く汚れた掲示板が多くなっているのが現状である。50世帯ごとに1基以上の設置割合のため、掲示板の設置意義を再検討し、必要があれば補助率のアップ等を含めた見直しの検討も必要と考える。

地域協働課

No. 8 3 自治会活動設備等補助金

該当なし

地域協働課

No. 8 4 LED防犯灯設置補助金

☆意見☆

防犯灯1灯20千円を上限として3分の2までの補助であり、ポール設置までとなると1灯75千円程度が相場であり、自治会の自主財源も必要であるので呉市全体でみると防犯灯の設置地域に偏りがある。呉市住民の安心、安全のためには補助率のアップ等を含めた見直しも必要と考える。

地域協働課

No. 8 5 災害ボランティア活動支援補助金

該当なし

地域協働課

No. 8 6 呉市公衆衛生推進協議会補助金

該当なし

地域協働課

No. 87 くれ協働提案補助金

☆意見☆

1 事業50万円、最長3年の補助金であるが、高齢者に対して、また地域的には島嶼部への事業が多く、活動内容の偏りが見受けられる。公募型であり提案件数が減少傾向ともなっているため、市民への周知徹底をもっと図るべきである。

地域協働課

No. 90 地域協働公共施設整備交付金

☆意見☆

地域住民による自発的な公共施設の整備を目的としているが、現実には公共施設の悪い場所の修繕事業となっている。補助目的の市民への周知徹底が望まれる。

地域協働課

No. 90-2 ゆめづくり地域協働交付金

☆意見☆

市内28の協議会ごとの報告書作成のため、協議会によっては活動内容及び活動効果がまったく見えない報告書が見受けられる。報告書作成の意義を再検討し、活動の見えない報告書は改善すべきである。

協議会より各自治会への再補助が多く、最終的な支出の使途がわからないので、チェック機能が十分とはいえない。最終的な使途まで検証できるような報告制度を確立する必要がある。

地域協働課

No. 91 市民ゆめ創造事業交付金

☆意見☆

実施報告書は決算書と実施事業の羅列だけの報告書が多い。実施効果や見直すべき点の記載も含め実施報告書について改めて作成意義を検討するべきである。

平成27年度は予算8,600千円、実績2,590千円であり、予算執行率が低い。市民への補助金の周知徹底と実施するための環境づくりが必要である。

地域協働課

No. 9 2 地域まちづくり計画改定支援交付金

☆指摘☆

平成27年度は予算1,250千円、実績0千円でまったく実施がない。まちづくり計画策定後5年以上が経過したが、まったく見直しをしていない計画書も多い。計画→実行→検証→改善計画と実行（PDCA）がすべての計画書で進むように、市民センターも積極的に協力し早急に計画の見直しをしていく必要がある。

地域協働課

No. 9 3 自治会集会所新築等補助金

☆意見☆

補助金の上限が定められており、自治会負担があるため老朽化してもそのまま使用している集会所が多いのが現状である。補助率のアップなどの対策をとらないと利用が進まないことが予想される。今後は集会所の運営の見直しを含め、地域住民とともに集会所のあり方の検討も必要である。

地域協働課

No. 9 4 呉市防犯連合会補助金

☆意見☆

補助事業者等の性質から、継続して補助を行うことについては理解することができるが、補助金交付要綱等のない状況で補助を特に見直しすることもなく実施することについて、正当性や有効性、公平性の観点から疑問である。特定団体への定額補助である。補助に対するの評価・再検討を行うべきである。

支出金額のうち、各地域への地域活動費が35%を占めるが、各地域での具体的な防犯活動の報告等がない。最終的に補助金がどのように使用されたのか、有効性の検討等の観点より具体的な活動内容がわかるように報告書を検討されてはどうか。

地域協働課

No. 9 5 呉市防犯カメラ設置補助金

☆意見☆

防犯カメラの設置場所によっては設置工事金額も多くもなるが、1台あたり見積金額で507千円～252千円と額の差が大きい。標準価格等を設定するなど価格面の検討について実施する必要がある。

地域協働課

No. 96 呉市交通安全推進協議会連合会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対する評価、再検討を行うべきである。

地域協働課

No. 97 呉交通安全協会交通安全教育活動補助金

☆意見☆

実施報告書も毎年同じ様式で、活動の改善等の記載がない。毎年同じ活動に陥りやすいため、毎年活動の見直しのためにもしっかりと思いのある実施報告書の作成が望まれる。

特定団体への定額補助である。補助に対する評価、再検討を行うべきである。

市民窓口課

No. 109 呉市消費者協議会補助金

☆意見☆

特定団体に対する定額補助である。補助に対する評価、再検討を行うべきである。

人権センター

No. 111 呉人権擁護委員協議会補助金

☆意見☆

事業計画書での事業目的、事業報告書での事業効果、評価についての記載がまったくなく、形式的に毎年同じ内容の書類を作成している。計画書、報告書を含めた書類作成の意義について再確認をしてもらいたい。

人権センター

No. 112 団体事業活動費補助金

☆指摘☆

決算書監査は会計期間終了後に実施すべきであるが、平成27年度決算書での監査報告日が平成28年3月31日となっており、会計期間中での監査報告となっている。

☆意見☆

支出の主なものは、活動費（各種大会の参加費、旅費）及び解放車維持費であり、一般市民から見ると補助対象事業の内容の有効性について疑問が多いのではないかと思う。補助金額は以前に比べてかなり減少してはいるが、現状においても費用対効果について見直しが必要である。

特定団体への定額補助である。補助に対する評価、再検討を行うべきである。

人権センター

No. 114 男女共同参画推進活動支援補助金

☆意見☆

市民への告知について市政日より、市民センターでの案内等をしているが、周知不足で積極的な利用が少ない。補助金の存続の必要性について検討すべきである。

文化振興課

No. 118 呉市女性連合会補助金

☆意見☆

補助事業者等の会員は呉市赤十字奉仕団と重複する会員も多く、市民には活動の区別等がわかりにくかったため、近年は活動の差別化に取り組んでおり市民ニーズを取り入れた新たな事業活動も実施しているようである。事業報告は実施活動の羅列のみであり、活動の見直し、改善点等の記載も含めた実施報告書の充実が望まれる。

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

文化振興課

No. 119 呉市PTA連合会補助金

☆意見☆

決算書において、余剰は特別会計へ繰入処理、不足は特別会計より充当して毎年収支均等となっている。その特別会計の余剰は平成28年3月31日現在で5,857千円と多額であり、事業費支出に対する補助金割合も0.6%と低い定額補助である。少額の補助金でもあり、補助の必要性を検討すべきである。

文化振興課

No. 120 呉市文化団体連合会補助金

☆指摘☆

決算書監査は会計期間終了後に実施すべきであるが、平成27年度決算書での監査報告日が平成28年3月31日となっており、会計期間中での決算監査となっている。

☆意見☆

平成28年3月31日現在で積立金残高が2,340千円あり、決算書上毎年余剰金（150千円～700千円）が発生し積立金へ積立てしている。補助金額に比べて繰越金、積立金額が多く、補助の必要性について検討すべき補助金である。

特定団体への補助であり、補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討を行うべきである。

文化振興課

No. 1 2 1 呉市レクリエーション協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

文化振興課

No. 1 2 2 呉BS・GS連絡協議会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

文化振興課

No. 1 2 3 呉少年合唱団補助金

☆意見☆

かつては200名以上いた団員が現在は30名程度と減少している。補助金の費用対効果について検討を要する。

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

文化振興課

No. 1 2 4 呉市教育会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

文化振興課

No. 1 2 5 絵本カーニバル実行委員会補助金

☆意見☆

2日間の絵本の読み聞かせ会実施のための補助金である。毎年参加者は増加しているが、公平性の観点からは参加（受益）者負担、協賛会員等の募集等を実行していき、将来的には補助金を受けなくても活動していけるよう支援していくべきと考える。

文化振興課

No. 1 3 0 ベイノロホール実行委員会補助金

☆意見☆

実績と実施計画に応じて補助金額を決定しているが、最近では800千円と毎年定額補助となっている。平成25年度より一部受益者負担とし、見直しも実施されているが、川尻町

以外の住民には馴染みの薄いホールでもあり、これまで以上の活用の仕方は難しいと思われる。今後も継続すべき補助金か注視すべきである。

文化振興課

No. 1 3 1 野呂山芸術村実行委員会補助金

☆意見☆

平成27年度においては交流員の廃止により補助金額は半減している。交流レストハウスでの展示会等が主な活動であるが、見学者は減少傾向であり活動に閉塞感がある。野呂山全体の活用策についてもいろいろと検討されており、新規事業も立ち上げられている。芸術という特化した事業のみでなく、呉市民以外にももっと野呂山を知ってもらいたい、との意見も多い。補助開始から20年以上経過しており改めて補助対象事業を抜本的に再検討すべき補助金と思われる。

文化振興課

No. 1 3 2 藤井清水音楽祭実行委員会補助金

☆意見☆

平成27年度まで1,796千円と毎年定額予算であったが、支出の見直しを財政課より指摘され、平成28年度は10%の予算縮減となっている。出演者数、入場者数ともに毎年ほぼ同じであり、入場者は出演関係者が大部分を占めるのが現状であり、もっと魅力ある音楽祭とする必要がある。子ども達への教育面も含め、補助開始から20年以上も経過しており再検討すべき補助金と思われる。

文化振興課

No. 1 3 7 文化財保存補助金

☆意見☆

文化財所有者負担分もあるためか、利用が進まない。文化財の掘り起こしとともに、活用方法についてもっと検討し、文化財は毎年劣化するものでもあるので、場合によっては所有者負担なしとして進捗度を上げていく手法の検討も必要と考える。

文化振興課

No. 1 4 0 伝建地区建物保存補助金

☆意見☆

豊町御手洗地区内の訪問客も毎年増加しており、今後は他島との連携等により地区の魅力を呉市内外にいかにかつ広報していくかという課題がある。呉市補助のほか、国庫補助が75%を占めている。希望者が多く、選定委員会の選定により公平性を確保しているが、毎年実施は希望者の一部のみにとどまっている。国の施策ともかわり、各方面との調整に

も時間を要するとは思いますが、もっとスピード感をもって取り組んでいただきたい。

文化振興課

No. 1 4 1 重伝建を考える会補助金

☆意見☆

地区住民の60%以上が高齢者であるが、少しずつ若者の現地での起業も始まっており地域の活性化が期待される。決算書上、補助金額の約2倍程度が繰越金額となっており補助金の効率性の点では疑問がある。

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

文化振興課

No. 1 4 4 地域成人式補助金

☆意見☆

各実行委員会からの報告書が提出されているが、地区によっては報告文書の記載なく毎年同じ報告書となっているなど、各地区実行委員会によってバラツキが見受けられる。報告書作成の意義を徹底すべきである。

文化振興課

No. 1 4 7 派遣職員補助金

☆意見☆

呉市美術館の運営管理が平成27年度より市直轄から指定管理者へ変更になり、当面円滑な管理運営のために美術館職員1名をそのまま勤務させるための人件費補助である。暫定の措置とはいえ、指定管理者が補助金の交付を受けることは過少な指定管理料の補填と捉えることもできる。補助金交付を終了し、指定管理料を増額させることが透明性のある指定管理制度の運営を向上すると思われる。

スポーツ振興課

No. 1 5 4 呉市体育協会補助金

☆指摘☆

決算監査報告は会計期間終了後に実施すべきであるが、平成27年度決算書での監査報告日が平成28年3月29日となっており、会計期間中での監査となっている。

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価、再検討を行うべきである。

スポーツ振興課

No. 155 全国高等学校総合体育大会呉市実行委員会補助金

該当なし

福祉保健課

No. 159 呉市遺族連合会補助金

☆意見☆

補助金の目的は、「戦没者等の遺族の相談」であり、主な事業内容は概要に記載されているように、行事の開催や案内、ないしは弔慰金の申請案内である。戦後70年以上が経過して現在においてその必要性は当初意図していたものから随分変化していると考えられる。

特定団体への定額補助であり、補助額も6万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

また現状において、当該補助金は補助事業というよりも補助事業者に主眼を置いて設定されているので、No. 160「呉海軍墓地顕彰保存会補助金」やNo. 252「原爆被爆者団体補助金」のように類似の補助事業等があり、これらを踏まえて包括的に検討されることが望まれる。

福祉保健課

No. 160 呉海軍墓地顕彰保存会補助金

☆意見☆

法人は補助額100千円を超える繰越金を継続して計上しており、補助金がなくとも自立可能な団体といえる。現状では、主として法人との関係維持のため補助が行われており、補助に対して検討の余地がある。

また特定団体への定額補助であり、補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

さらに、当該法人は、呉市子ども会連合会へ補助金2万円を出しており、No. 213「呉市子ども連合会補助金」と重複した補助を行っている。市からの補助金を別の団体に再交付している場合、補助金執行の不透明化につながりやすいため、直接補助が可能かどうか、ないしは再補助に対して事務執行が適切に行われているかを検証する必要がある。

福祉保健課

No. 163 呉市民生委員児童委員協議会補助金

該当なし

福祉保健課

No. 164 社会福祉協議会補助金

☆意見☆

補助金額は、補助事業者等と協議した資料に基づいて算定している。

補助事業者等の性質から、継続して補助を行うことについては理解することができるが、補助金交付要綱等のない状況で実施することについて、正当性や有効性の観点から疑問である。

現状において、呉市では補助金交付要綱等の作成は必須とはなっていないため、協議資料の合規性も不明確であり、市役所内で承認を経た文書を制定することが望まれる。

補助事業者には元職員が数名在職している。

福祉保健課

No. 165 呉更生保護会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

福祉保健課

No. 166 呉地区保護司会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

福祉保健課

No. 167 社会福祉施設整備利子補助金

☆意見☆

交付要綱が制定されているものの、アップデート（更新）がされておらず、制度の変更等による条項の陳腐化が見受けられた。現状において、呉市では要綱の作成が必須とはなっていないが、制定した要綱は適時に見直されるべきである。

福祉保健課

No. 168 社会福祉施設整備（短期入所施設へのスプリンクラー整備等）補助金

☆意見☆

No. 167「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。

福祉保健課

No. 171 災害援護資金貸付償還金利子補助金

該当なし

福祉保健課

No. 175 呉市医師会地域医療対策補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

福祉保健課

No. 176 呉口腔保健センター補助金

意見☆

実施報告の確認手段として補助事業者から収支報告の提出を受けているが、提出された決算資料が年々簡素化され支出内容が不明確になっているにもかかわらず、特に検討がなされていない。実施報告についての検討を行うべきである。

福祉保健課

No. 177 呉市医師会看護専門学校運営補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

福祉保健課

No. 178 歯の衛生週間行事補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

福祉保健課

No. 179 産科医等確保支援補助金

該当なし

福祉保健課

No. 181 救急医療運営補助金

☆意見☆

夜間救急センターに対する赤字を補てんするための補助金である。補助金実績報告書に

は収支報告書が添付されるが、その裏付け確認が十分になされていない。

具体的には、夜間救急センターに係る収支報告書は、病院全体の決算書ではなく、病院会計のうち当該救急業務に係る部分を抽出したものであるが、それが他の支出と明確に区分され当該救急業務に係る支出のみが集計されているのか、抽出方法が毎期適切な方法で継続的に行われているのか、などの検証が行われていない。

救急医療は呉市にとって必要不可欠なものであり赤字補てんの必要性があるものの、補てん額は増加傾向にあり、その赤字額が適正な運営の結果としての赤字なのかどうか、十分な検証が必要である。

福祉保健課

No. 182 救急医療確保支援補助金

該当なし

障害福祉課

No. 192 呉市身体障害者福祉協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

障害福祉課

No. 193 呉市手をつなぐ育成会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も10万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

障害福祉課

No. 198 地域活動支援センター補助金

該当なし

保険年金課

No. 203 はり・きゆう施術費助成補助金

☆意見☆

対象者となる75歳以上の人口は約4万人であるが、実際の利用者は2千人程度にとどまっている。また、医療保険の対象とならない方法で医療への移行を予防する手段は他にも考えられ、特定の業種に限定する必要はないと考えられる。

制度が浸透し、補助金の効果があがっているとは言い難く、利用者数も減少傾向にある

ので、高齢者の健康増進への寄与など、効果の測定を適正に行い、制度的な見直しを検討すべきである。

介護保険課

No. 205 敬老行事補助金

☆意見☆

補助金の支給額は、予算承認に基づいたものである。補助金額の算定方法が存在するものの、特に明文化されているわけではない。

要綱等の市役所内で認められた文書の制定が望まれる。

介護保険課

No. 208 社会福祉法人サービス利用者負担軽減等補助金

該当なし

子育て支援課

No. 211 母子寡婦福祉連合会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も10万円と少額である。少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討を行うべきである。

子育て支援課

No. 213 呉市子ども会連合会補助金

☆意見☆

概要にあるように、地域のつながりが薄れる中、子ども会としての活動が盛んではなくなった地域もあり、連合会に加盟していない子ども会がある。補助金の公益性や公平性の観点から、そのような地域に対しても継続的に加盟を促進する努力が必要となってくる。

特定団体への定額補助で成果指標としての加入人数は減少傾向にあり、補助に対する評価・再検討を行うべきである。

子育て支援課

No. 214 呉市子ども祭実行委員会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対する評価・再検討を行うべきである。

子育て支援課

No. 221 放課後児童会健全育成事業運営費補助金

該当なし

子育て支援課

No. 2 2 2 地域組織活動補助金

☆意見☆

1 団体に対する補助額は6万円程度と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討するべきである。

子育て支援課

No. 2 2 4 幼稚園就園奨励費補助金

該当なし

子育て支援課

No. 2 2 5 私立幼稚園協会補助金

☆意見☆

補助金額の算定方法が存在するが、職員の引継ぎ調書によって算定されている。計算式が継続して用いられているのであれば恣意性は排除されていると考えられるが、補助金交付要綱が定められているため当該要綱に計算方法を規定すべきである。

子育て施設課

No. 2 2 6 社会福祉施設整備利子補助金

☆意見☆

No. 1 6 7 「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。

子育て施設課

No. 2 2 7 社会福祉施設整備補助金

☆意見☆

No. 1 6 7 「社会福祉施設整備利子補助金」と同様に交付要綱のアップデート（更新）がされていなかった。要綱を適時に見直すべきである。

子育て施設課

No. 2 2 8 特別保育活動補助金（障害児保育事業）

☆意見☆

補助金の支給方法について、補助額の3分の2を前期に支給し、残りの3分の1を後期に支給する分割支給を採用している。ただ、当該支給方法が特に明文化されているわけで

はない。交付要綱に分割方法についても記載することが望まれる。

子育て施設課

No. 232 私立保育所運営費補助金

該当なし

子育て施設課

No. 240 保育連盟補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対する評価・再検討を行うべきである。

子育て施設課

No. 241 保育事業活動補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対する評価・再検討を行うべきである。

子育て施設課

No. 248 遠距離通園補助金

該当なし

保健総務課

No. 252 原爆被爆者団体補助金

☆意見☆

当該補助金は、団体との関係を保つため継続して行われている状況が続いており、補助事業者の特性を鑑みると継続的に補助を行うことについて理解はできるものの、交付要綱が定められていない状況で少額の補助を見直しすることもなく実施することについて、正当性や有効性、公平性の観点から疑問が残る。

また現状において、当該補助金は補助事業というよりも補助事業者に主眼を置いて設定されているので、No. 159「呉市遺族連合会補助金」や No. 160「呉海軍墓地顕彰保存会補助金」といった類似の補助事業等があり、これらを踏まえて包括的に検討されることが望まれる。

生活衛生課

No. 258 公衆浴場設備改善補助金

該当なし

生活衛生課

No. 259 公衆浴場施設改善補助金

該当なし

生活衛生課

No. 260 犬・猫不妊去勢手術費補助金

該当なし

保健所 生活衛生課

No. 264 食品衛生協会活動費補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

健康増進課

No. 266 健康運動推進協議会連合会補助金

☆意見☆

当該補助金は補助開始年度が平成10年であるため、補助が始まってから長期間経過している。また、補助金交付の終期時期も定められていない。さらに補助事業者等の活動実績の推移等も評価していない。このため、補助金交付の効果が曖昧なまま、補助金が将来にわたって必要性が検証されないまま交付される懸念がある。

健康増進課

No. 267 食生活改善推進協議会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

健康増進課

No. 268 地域に根ざす健康づくり補助金

該当なし

健康増進課

No. 269 精神障害者家族会活動費補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

環境管理課

No. 279 浄化槽設置補助金

該当なし

環境業務課

No. 282【1】 地域環境美化推進補助金（ごみステーション維持管理・リサイクル推進助成）

該当なし

環境業務課

No. 282【2】 地域環境美化推進補助金（ごみステーション設置等工事費）

該当なし

環境業務課

No. 284 高地部対策補助金（し尿処理事業）

該当なし

商工振興課

No. 287 メーデー行事補助金

☆意見☆

担当課は補助対象の事業内容等の精査及び他市町のメーデー実施状況の検討を行っていない。このため、補助金額が事業規模に対して妥当であるかどうか検討していない。当該補助金が市民の生活向上に寄与しているかという有効性の観点を検証すべきである。

商工振興課

No. 288 勤労者福祉サービスセンター補助金

☆意見☆

平成22年度で国庫補助金が打ち切られている。しかし、その後も呉市単独で補助金交付を続けている状況である。国庫補助金が終了したとき、呉市としても補助金交付を終了すべきであったと思われる。国が補助金交付を終了したということは国が補助金交付の必要性がないと判断したと推測される。また、補助事業者等に呉市役所に関係の深いものが多数在籍している。このため、補助金交付の公平性に対しても問題がある。

商工振興課

No. 290 呉市シルバー人材センター補助金

☆意見☆

年々国庫補助金の交付額が減少している。しかし、呉市の補助金は国庫補助金と同水準で減少していない状況である。呉市の補助金も国庫補助金と同水準で減少すべきではないかが懸念される。運営が効率的になされているかどうかの検証を実施して、補助金交付額を国の減少率と同水準にできないか検証すべきと思われる。また、補助事業者等に呉市役所に関係の深いものが多数在籍している。このため、補助金交付の公平性に対しても問題がある。

商工振興課

No. 292 大型商業施設再生促進事業補助金

該当なし

商工振興課

No. 293 商店街振興条例奨励金

該当なし

商工振興課

No. 297 呉商工会議所補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

商工振興課

No. 298 鈺協同組合広島県連合会補助金

☆意見☆

補助事業者等は呉市から9万円の補助金の交付を受けている。一方補助事業者等は広島県中小企業団体中央会に会費として15万円会費を支払っている。上記資金の流れが補助金の再補助に該当しないか懸念される。また呉市は広島県中小企業団体中央会へNo. 299「広島県中小企業団体中央会補助金」で直接補助金を交付している。当該補助事業者等への補助金交付を終了してNo. 299「広島県中小企業団体中央会補助金」の補助金交付額を増額する方が補助金交付の透明性が向上すると思われる。

商工振興課

No. 299 広島県中小企業団体中央会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も少額である。No. 298「鈿協同組合広島県連合会補助金」で記述したように、補助金の一本化を検討すべきである。

商工振興課

No. 300 呉広域商工会補助金

☆意見☆

No. 297「呉商工会議所補助金」及びNo. 299「広島県中小企業団体中央会補助金」は当該補助金と中小企業の支援を行う団体への交付という点で性質の似た補助金である。しかしNo. 297「呉商工会議所補助金」が3,640千円の補助、No. 299「広島県中小企業団体中央会補助金」が45千円の補助である点と比較して、当該補助金は金額が20,000千円と非常に高額である。担当課に理由を聞いたところ、広域商工会は、旧町時代8町あった商工会が平成20年に合併して発足した団体で広域かつ多岐に亘って事業を行っていることから、高額となっているとのことである。しかしながら、会員数、指導日数及び経営指導員の指導件数は他の補助金と比較してそれほど多くはないため、補助金交付の公平性の観点から問題がある。

特定団体への定額補助である。補助に対するの評価・再検討を行うべきである。

商工振興課

No. 303 企業立地条例助成事業補助金

該当なし

商工振興課

No. 305 呉地域中小企業支援センター補助金

該当なし

商工振興課

No. 306 派遣職員補助金（くれ産業振興センター助成事業）

☆意見☆

補助事業者等に派遣されている呉市職員2名の人件費にかかる補助金である。補助事業者等は公益財団法人である。補助事業者等である公益財団法人は呉市と直接関係のない独立した法人である。にもかかわらず、呉市の職員が2名派遣されていることを理由に、当該派遣職員の人件費を補助金として交付していることは経済的合理性に欠ける。

商工振興課

No. 307 くれ産業振興センター補助金

☆意見☆

呉市職員2名を派遣している。補助事業者等は呉市の指定管理者である。指定管理者が補助金の交付を受けることは過少な指定管理料の補填と捉えることもできる。補助金交付を終了し、指定管理料を増額させることが透明性のある指定管理制度の運営を向上すると思われる。

観光振興課

No. 334 呉観光協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対する評価・再検討を行うべきである。

平成27年度は過年度の繰越金を財源にあてることにより、呉観光協会のホームページのリニューアルを実施したこと等により事業費が過年度よりも多くなっている。観光協会の活動成果について数値等を用いて客観的に測定することは困難であるが、情報発信手段の一つとしてホームページを利用することで、今後も地道な活動を続け観光客数の増加につながるよう期待される。なお、呉観光協会への団体の会員数は127団体（平成27年3月31日時点）となっている。

特定団体への補助である補助金の支給については、予算承認に基づいたものであるものの、計算方法について明文化された資料はなく、毎年定額支給となっている。まつり、イベント等の開催その他市の活性化に効果を有すると認められる事業に要する経費に対する補助金の予算額について検討の充実が望まれる。

呉観光協会からイベント等の実施主体である地区の実行委員会等に再補助を行っているが、呉観光協会は、呉市以外からの財源も存在しているため、再補助先に関しては口頭による確認等、一定の活動内容の報告を受けるという形で確認を行っている。

なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。

観光振興課

No. 335 呉まつり協会補助金

☆意見☆

これまで続いてきた呉のイベントを中止・廃止することは難しいため、継続的にイベントを実施していく方針である。補助の終期設定がなされておらず、補助制度が設置された後、長期にわたり交付が続いているものであるため、イベント運営の事業費を平成25年度の見直しにより補助金を減額したものの、再び増加傾向にあるため、一層の経営努力が求められる状況にある。

なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。

観光振興課

No. 336 川尻町観光協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

補助金の交付について平成22年度に減額しているが、その後は定額補助となっており見直しが行われていない。呉観光協会との合併を行わず、川尻町観光協会が独立して活動する方が地元の意見を集約し機動的に活動できると判断するならば、活動の実効性を勘案し必要に応じて予算を増やすなど、機動的に予算を増減することを検討すべきではないかと考える。

川尻町観光協会からイベント等の実施主体である地区の実行委員会等に再補助を行っているが、川尻町観光協会は、呉市以外の財源もあるため、再補助先に関しては口頭による確認等、一定の活動内容の報告を受けている。

なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。

観光振興課

No. 337 安浦町観光協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

補助金の交付について平成22年度に減額しているが、その後は定額補助となっており見直しが行われていない。呉観光協会との合併を行わず、安浦町観光協会が独立して活動する方が地元の意見を集約し機動的に活動できると判断するならば、実効性を勘案すると300千円の定額補助とするのではなく、その年のイベント等の活動を勘案し、機動的に予算を増やすことも検討すべきである。

なお、予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。

観光振興課

No. 338 豊町観光協会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

予算措置時点で開催予定として予算に計上したまつり・イベント等は、予定どおり開催したとの回答を得た。

港湾漁港課

No. 352 大長回漕店補助金

☆意見☆

補助金の交付について平成20年度以降は定額補助となっており見直しが行われていない。

港湾漁港課

No. 353 御手洗回漕店補助金

☆意見☆

平成20年度以降継続している特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

港湾漁港課

No. 354 呉清港会補助金

☆意見☆

補助金の算定方法について定めがあるが、毎年度99回の上限まで活動回数が達している。一方、補助金交付金額には3,600千円の予算の上限を設けていることから、平成20年度以降はその上限金額が執行額となっている。そのため、実績対象事業費に占める呉市の補助割合が70%程度で推移しており、残りの30%程度を呉清港会の会員(43社)が負担するという実質的な定額補助となっている。

港湾漁港課

No. 355 海の月間行事補助金

☆意見☆

平成20年度以降継続している特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

農林水産課

No. 367 ゆたか産業文化祭補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

農林水産課

No. 368 農業振興資金利子補給事業補助金

該当なし

農林水産課

No. 369 農地流動化推進補助金

該当なし

農林水産課

No. 370 新規就農者総合支援補助金

該当なし

農林水産課

No. 371 青年就農補助金

該当なし

農林水産課

No. 376 畜舎消毒補助金

☆意見☆

呉市内の全家畜飼育農家の衛生管理のための消毒薬剤の使用に関する補助金である。直接の交付団体は呉畜産振興会である。呉畜産振興会が一旦補助金を受取り、その後各畜産農家に補助金の再分配をおこなう。補助事業者等が呉畜産振興会であるため、各畜産農家の確定申告書を入手していない。そのため、各畜産農家の財政状態を把握できておらず、補助金の交付が本当に必要かどうか判断できない状況にある。

農林水産課

No. 377 牛削蹄補助金

☆意見☆

呉市内の牛農家に対して牛削蹄により牛のストレスを軽減し搾乳量を増加させるための補助金である。補助事業者等は呉畜産振興会である。呉畜産振興会が一旦補助金を受取り、その後各畜産農家に補助金の再分配をおこなう。補助事業者等が呉畜産振興会であるため、各畜産農家の確定申告書を入手していない。そのため、各畜産農家の財政状態を把握できておらず、補助金の交付が本当に必要かどうか判断できない状況にある。また、呉市には牛農家は一件であるため、特定のものに対する補助金交付という公平性のない補助金交付となっている。

農林水産課

No. 378 農山村生産流通改善補助金

該当なし

農林水産課

No. 382 農業再生協議会補助金

該当なし

農林水産課

No. 383 広カンラン栽培促進補助金

☆意見☆

平成26年度に制度の周知とともに募集を行った。あわせて、農業者を対象とした講習会などで募集を行ってきた。今後は、募集方法を再検討し、関係団体とも連携して広カンランの普及に努めるべきである。

農林水産課

No. 386 呉市産直市実行委員会補助金

該当なし

農林水産課

No. 392 中山間地域集落協定補助金

☆意見☆

原畑集落の決算書は多くの費目で予算が計上されているにもかかわらず、決算では多くの費目が0円で計上されている。結果的に予算とは全く異なった補助金の使用方法となっている。最終的に余った金額を全額積立金として計上している。補助金の使用方法については、積立を行う場合は、積立額、取崩年度、使途等を明らかにして届け出ることになっているが、適正な届け出がされていなかった。上記の事実があるにもかかわらず、担当課で原畑集落に指摘していない。担当課は実績報告書を適切に査閲し、補助金が適正に使用されているか検証すべきである。

農林水産課

No. 394【1】 有害鳥獣対策補助金（防護柵等資材購入）

該当なし

農林水産課

No. 394【2】 有害鳥獣対策補助金（箱わな設置等）

該当なし

農林水産課

No. 394 【3】 有害鳥獣対策補助金（有害鳥獣等捕獲作業支援事業）

該当なし

農林水産課

No. 395 鳥獣被害対策モデル集落補助金

該当なし

農林水産課

No. 396 ルート375フェスタ補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

農林水産課

No. 398 【1】 里山づくり助成補助金

該当なし

農林水産課

No. 398 【2】 里山づくり助成(特認事業)補助金

該当なし

農林水産課

No. 399 森林ボランティア育成補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

農林水産課

No. 400 ひろしま「山の日」県民の集い実行委員会補助金

該当なし

農林水産課

No. 401 漁船保険補助金

該当なし

農林水産課

No. 4 0 2 漁業共済補助金

該当なし

農林水産課

No. 4 0 3 呉漁業協同組合連絡協議会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

農林水産課

No. 4 0 4 豊浜地域水産振興協議会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

農林水産課

No. 4 0 9 漁業地域活性化支援補助金

該当なし

農林水産課

No. 4 1 0 新規漁業就業者総合支援補助金

該当なし

農林水産課

No. 4 1 3 稚魚放流補助金

該当なし

農林水産課

No. 4 1 4 稚魚中間育成補助金

該当なし

交通政策課

No. 4 4 7 乗車券類販売補助金

該当なし

交通政策課

No. 4 5 0 【1】 生活交通路線維持補助金

(地域間幹線系統確保維持費・広域生活交通路線確保維持費)

該当なし

交通政策課

No. 4 5 0 【2】 生活交通路線維持補助金 (地域主導型交通サービス事業支援)

該当なし

交通政策課

No. 4 5 1 バス購入費補助金

☆意見☆

平成23年度末に呉市交通事業を呉市交通局から民間交通事業者に一括して移譲し事業を引き継いだ経緯がある。その際に呉市交通事業で使用していたバス車両も譲渡したが、使用年数が長いバス車両が多数を占めていたため、車両の更新を促進する必要があるという理由により、当該民間交通事業者がバス車両を購入するときの経費の一部に対し、平成27年度までの5年間は基本合意書に基づき、平成28年度以降は当該民間事業者との協議に基づき、補助を行っている。

具体的には、平成23年度から平成27年度においては毎年10台ずつ、平成28年度においても3台のバス車両購入費に対して補助金が交付されており、計53台の車両が更新されたことを前提とすると、使用年数が長いバス車両の更新という当初の目的は達成されたものとする。

今後は、平成28年度以降の新規バス車両分に対する交付期間終期の定めが設けられていない点について議論することが有用である。

交通政策課

No. 4 5 2 バス事業経営支援補助金

☆意見☆

平成23年度末に呉市交通事業の一括完全民間移譲を受け、呉市域において広島電鉄株式会社が運行するバス路線の運行に係る経費の一部に対し、補助金を交付している。広島電鉄株式会社に対しては No. 4 5 1 「バス購入費補助金」に記載した補助金を交付していることから、その補助金を利用して取得したバスの取得価額の減価償却費が本補助金交付の前提となる経常費用の計算に含まれるかどうか問題となる。

この点については、一般的に補助金相当額の圧縮記帳を行っている場合には、圧縮後の金額を用いて減価償却計算を行うことになる。そのため、経常費用に適正利潤(当該経常費用の2パーセント相当額)を加算した額と経常収益との差額について補助金を交付する

という本補助金の算定上、経常費用の金額に影響を与えないことになるが、計算方法について呉市側で確認しているという回答を得た。

また、バス事業について、路線毎に経常損益を把握する必要があるが、その際に補助金を受領して購入したバスとそれ以外のバスで減価償却費が異なることになるという点については、すべての路線で発生する減価償却費を路線毎のバスの走行距離数で按分処理しているという回答を得た。

今後は、市民に対してバス路線維持に必要なコストや補助金の交付状況などについて説明した資料をより開示することが有用である。

交通政策課

No. 4 5 5 離島航路運航補助金

☆意見☆

齋島汽船株式会社の本社事務所が豊浜市民センター内にあり、従来は事務を実施する際にも呉市の施設等を利用する場面が多かったが、現在は大幅に改善されており、事務手続に関しても、国に対する補助金申請に係る事務作業等の一部について、呉市の離島航路担当課の職員と連携しながら行っているという状況であるとの説明を受けた。

また、本補助金の「概要」に記載のとおり、齋島汽船株式会社は呉市が出資した事業体であり、呉市副市長が交付先団体の役員に就任している。

交通政策課

No. 4 5 6 離島住民交通補助金

☆意見☆

齋島、三角島それぞれの住民に対してキャッシュバックという形で補助金を交付している。概要に記載のとおり、旧合併町のときの行政を引き継いだ結果、現状は航路毎の支給率が異なっているが、合併から一定の年数が経過しており、補助率の違い等を整理する必要があると考える。

交通政策課

No. 4 5 7 音戸渡船運営補助金

該当なし

建築指導課

No. 4 6 3 木造住宅耐震改修助成補助金

☆意見☆

住宅・建築物耐震診断件数は増加傾向にあり、申込件数が予算件数を上回る場合、抽選のうえ対象者を決定している。住宅・建築物耐震診断を受けた方が当事業の対象であり、

その方に連絡をとって耐震改修を促進することとしているが、平成25年度以降補助金交付実績はないものの国策としても重視していく方針であることから、当事業の効率的な運用という視点からすると、広告方法、対象となる方へのアプローチなどを検討することが有用である。

建築指導課

No. 4 6 4 老朽等危険住宅除去助成補助金

☆意見☆

危険建物の除却等は個人財産の管理の問題であり、そこに一定の補助金という形で税金を使用するということが必要であるか、という議論を実施した結果、当事業が運営されている。平成24年度に95件、平成25年度に91件、平成26年度に126件、平成27年度に79件という実績である。助成金額は補助金交付対象事業に要する経費の30%（上限30万円）であり、基本的には定率支給となっている。上述の趣旨からは所得制限などを基準として対象者を絞ることも検討すべきである。

住宅政策課

No. 4 7 1 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進補助金

該当なし

土木総務課

No. 4 8 7 急傾斜地復旧助成事業融資利子補給

☆意見☆

当事業は民有の急傾斜地の復旧・整備を促進するため、その所有者等に対し、復旧・整備工事に必要な資金を融資し、金融機関に対し利子補給を行うこととしているが、金融機関の融資利率が3.5%固定金利として運用が継続されている。昨今の経済状況を踏まえ金利水準を協議すべきである。

議会事務局庶務課

No. 5 1 7 政務活動費

第4 監査結果「3 政務活動費に対する監査結果」54ページに掲載

学校施設課

No. 5 3 5 呉市学校給食協会補助金（小学校・中学校）

☆意見☆

協会の運営に係る事務局に元呉市職員が嘱託業務として就任している。呉市職員の嘱託は職員の規程に準じて運用されている。当業務実施に際して学校と協会との間で連絡・連

携すべき事項が多く効率面・実行面からは有効に機能していると考えられる。

教育総務課

No. 5 4 8 呉市遠距離等通学費補助金

該当なし

学校教育課

No. 5 4 9 私学振興助成補助金

☆意見☆

呉市内私立高等学校の教育の振興を図るため、施設・設備整備等の事業に対し、1校あたり225万円（予算の範囲内）を限度として助成を行っている。私立高等学校の施設・設備整備等の事業は自立可能なものとして独立採算で運用すべきという意見もあるかもしれないが、呉市としては一定の予算措置を講じたうえで魅力ある学校作りのため生徒に直接的に訴求できるソフト面の充実を図ることを趣旨の一つとしている。現状の補助金の使途を見ると、学校のトイレの補修、パソコンの更新等、ハード面に対する事業が多いため、高等学校に対して当事業の趣旨を共有するとともに使途についても趣旨に沿ったものであるかどうか協議すべきである。

学校教育課

No. 5 5 0 小学校教科研究会等補助金

該当なし

学校教育課

No. 5 5 1 小学校教育研究会補助金

該当なし

学校教育課

No. 5 5 2 中学校教科研究会等補助金

該当なし

学校教育課

No. 5 5 3 中学校教育研究会補助金

該当なし

学校教育課

No. 555 小中一貫教育研究補助金

該当なし

学校教育課

No. 556 呉市中学校文化連盟補助金

☆意見☆

呉市立中学校文化連盟の事業（中学校総合文化行事等）に対し補助を行うものであるが、当事業に対しては全額補助金を交付しており、上限が設けられないまま運用されており、対象事業費拡大に対する抑制効果が乏しい状況にある。

学校教育課

No. 557 呉市中学校生徒派遣補助金

該当なし

学校安全課

No. 560 小中学校特別支援学級合同行事補助金

該当なし

学校安全課

No. 563 呉地区生徒指導研究推進協議会補助金

該当なし

学校安全課

No. 565 呉市学校保健会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助である。補助に対しての評価・再検討を行うべきである。

学校安全課

No. 569 呉市小学校体育研究会補助金

☆意見☆

特定団体への定額補助であり、補助額も1.8万円と少額である。補助に対しての評価を行うとともに、少額の補助については、公益性や費用対効果等を勘案し、廃止を含めて検討すべきである。

なお、事業費として必要な資金は呉市小学校行事の既存予算の中へ計上することが可能かどうか検討することが有用であると考えられる。

学校安全課

No. 573 呉市中学校体育連盟補助金

該当なし

学校安全課

No. 574 呉市中学校生徒派遣補助金

該当なし

予防課

No. 592 自主防災組織補助金

☆意見☆

昭和59年から補助を開始しており、交付先は全て自主防災会である。防災訓練等は定期的に実施されており、提出される書類をより簡素化することで業務の効率化に資すると考えられる。また、現状、自治会の人数によらず、防災訓練補助金は防災訓練1回につき20,000円（1年度に1回）、防災器材等購入助成金は器材購入費用の3分の2まで、上限40,000円を補助することとしており、一人当たりに対する補助金に偏りが発生しやすい仕組みとなっている。

3 政務活動費に対する監査結果

(1) 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第100条14項から16項ならびに呉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、呉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。

(2) 監査結果

☆指摘☆

- ① 自動車燃料費の支出については、登録車両を対象としているが、現在は乗用車のみの登録となっており、バイクは除外されております。バイクの燃料支出も相当数あるので、バイクも乗用車と同様登録車両の対象とすべきではないか。
- ② 「日本のこころを大切にする党」の車両燃料費の中に、給油場所が九州であり議員は当日他地域に出張中であつたため問い合わせをした結果、政務活動とはまったく無関係の燃料費の支出であつた。政務活動費収支一覧を訂正するとともに、政務活動費を返金させるべきである旨の指摘を行い、後日に訂正及び返金の確認を実施した。

☆意見☆

- ① 政務活動費関係書類の作成について、支出科目集計及び通帳管理など議会事務局で行っている。議員側と議会事務局との間に「身内意識」が生まれる要因でもあり、

原則すべての書類作成、保管、通帳管理等も含め報告書作成にいたるまで各会派の責任の元で行うべきではないか。

- ② 領収書日と実際に通帳から支出した日にかかなりの期間を要している場合がある。議員が立替払いをしている場合ではあるが、誤謬や疑惑のもとでもあるので、市からの交付金と同様に4分の1半期（3ヶ月）ごとに支出の清算をしてはいかがかと思う。
- ③ 個人カードの使用により政務活動費にかかる支出をした場合、そのポイントを私的に使用する可能性がある。政務活動費の支出については個人カードの使用は原則禁止としてはどうか。

我々が監査した結果、上記 ☆指摘☆② 以外の不明・不正な支出は見受けられず、平成27年度の収支報告書は適正であると心証を得ることができた。今後は領収書等のネット公開も含めて情報公開を進めていき、市民の建設的な意見がもっと生まれてくる土壌となることを期待する。

4 監査結果のまとめ

上記のように補助金等について意見を述べてきたが、総括的にまとめると次のようになる。

(1) 長期的に固定され見直しされてない定額補助金等

監査を実施していくにつれて、慣習的な長期的に固定化され見直しされていない補助金等が多いことに驚いた。今後は終期を設定し、ゼロベースでの見直し、金額の妥当性の検証も精査することを含め、募集も公募によることを基本とし、非公募の場合は十分な説明を行う必要がある。提案型の公募制が積極的に採用できる地域社会になることを切望する。

(2) 補助金等交付要綱が策定されていない補助金について

現状において、呉市では交付要綱の策定を義務付ける規定等はなく、事務事業評価の一環として補助金の交付を行うのみで、補助金ごとの交付要綱の策定は必須とはなっていない。

補助金交付事務を適正に行うためには、補助金ごとに、継続的かつ長期間にわたり交付されている補助金ですでに目的を達成したもの又は効果の薄いものはないか、補助団体の設立目的や活動内容を十分に認識し積極的に活動を行っていない団体等に対しては補助金の整理・縮減を図っているか、社会情勢の変化や事業内容に応じ適切に補助金額の見直しを図っているか等の検証を行うことが必要となるが、特定団体に対する定額補助について現状でそのような観点での検証も行われていない。

今後は、補助金の交付に際して交付要綱を策定し、交付要綱にその根拠を置いて補助金の交付がなされるよう整備したうえで、交付した補助金の評価及び再検討が適時

に行なわれるように運用していくべきである。

(3) 再補助の取扱い

再補助の場合、不透明化にもつながりやすく、検証機能が十分であるとは言いがたい。直接補助への切り替えへの検討とともに、再補助とならざるを得ない場合は補助金等の最終の使途まで、しっかりと検証する必要がある。

(4) 見直しのための仕組みづくり

計画→実施→検証→改善計画と実行（PDCA）と民間企業では当り前のように行われていることが十分に実施されていない。限られた財源を有効に活用するという観点で、交付団体の財務状況の検証等も含め、財源は市民の血税であることも十分に認識し、各補助金等の効果を検証しながら見直しをしていく必要がある。

補助金等の事業の特徴は自由度が高いことが言える。「選択と集中」の視点で必要性・妥当性を十分に検証し、徹底的な見直しを図っていくべきである。

以 上